

人事院公示第23号

人事院は、人事院規則2-4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則1-80（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和4年6月24日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

一 人事院規則1-80（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第1項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

二 規則第12条第2項の規定に基づき、号俸を調整することについて協議に応ずること。

三 規則第13条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和4年6月24日